

別 紙

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改	正	後	改	正	前
第1章 総 則			第1章 総 則		
第1節 納税地及び納税義務			第1節 納税地及び納税義務		
第2節 事業年度			第2節 事業年度		
第3節 同族会社			第3節 同族会社		
第3節の2 支配関係及び完全支配関係			第3節の2 支配関係及び完全支配関係		
第4節 組織再編成			第4節 組織再編成		
第5節 資本金等の額及び資本等取引			第5節 資本金等の額及び資本等取引		
第6節 利益積立金額			第6節 利益積立金額		
第7節 仮決算における経理			第7節 仮決算における経理		
第8節 その他			第8節 その他		
第2章 収益並びに費用及び損失の計算			第2章 収益並びに費用及び損失の計算		
第1節 収益等の計上に関する通則			第1節 収益等の計上に関する通則		
第1款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則			第1款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則		
第1款の2 棚卸資産の販売に係る収益			第1款の2 棚卸資産の販売に係る収益		
第2款 固定資産の譲渡等に係る収益			第2款 固定資産の譲渡等に係る収益		
第3款 役務の提供に係る収益			第3款 役務の提供に係る収益		
第4款 短期売買商品等の譲渡に係る損益			第4款 短期売買商品等の譲渡に係る損益		
第5款 有価証券の譲渡による損益			第5款 有価証券の譲渡による損益		

改	正	後	改	正	前
第6款 利子、配当、使用料等に係る収益			第6款 利子、配当、使用料等に係る収益		
第7款 その他の収益等			第7款 その他の収益等		
第2節 費用及び損失の計算に関する通則			第2節 費用及び損失の計算に関する通則		
第1款 売上原価等			第1款 売上原価等		
第2款 販売費及び一般管理費等			第2款 販売費及び一般管理費等		
第3款 損失			第3款 損失		
第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等			第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等		
第1款 有価証券の譲渡損益等			第1款 有価証券の譲渡損益等		
第2款 有価証券の取得価額			第2款 有価証券の取得価額		
第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法			第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法		
第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等			第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等		
第5款 有価証券の時価評価損益			第5款 有価証券の時価評価損益		
第6款 デリバティブ取引に係る損益等			第6款 デリバティブ取引に係る損益等		
第7款 ヘッジ処理による損益			第7款 ヘッジ処理による損益		
第8款 短期売買商品等の譲渡損益等			第8款 短期売買商品等の譲渡損益等		
第9款 短期売買商品等の取得価額			第9款 短期売買商品等の取得価額		
第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法			第10款 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法		
第11款 短期売買商品等の時価評価損益			第11款 短期売買商品等の時価評価損益		
第4節 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例			第4節 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例		
第5節 仕入割戻し			第5節 仕入割戻し		
第6節 その他			第6節 その他		
第3章 受取配当等			第3章 受取配当等		
第1節 受取配当等の益金不算入			第1節 受取配当等の益金不算入		

改	正	後	改	正	前
第2節 削除			第2節 削除		
第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入			第3節 外国子会社から受ける配当等の益金不算入		
第4章 その他の益金等			第4章 その他の益金等		
第1節 資産の評価益			第1節 資産の評価益		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 有価証券の評価益			第2款 有価証券の評価益		
第3款 固定資産の評価益			第3款 固定資産の評価益		
第4款 その他			第4款 その他		
第2節 受贈益			第2節 受贈益		
第1款 広告宣伝用資産等の受贈益			第1款 広告宣伝用資産等の受贈益		
第2款 未払給与の免除益			第2款 未払給与の免除益		
第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益			第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益		
第5章 棚卸資産の評価			第5章 棚卸資産の評価		
第1節 棚卸資産の取得価額			第1節 棚卸資産の取得価額		
第1款 購入した棚卸資産			第1款 購入した棚卸資産		
第2款 製造等に係る棚卸資産			第2款 製造等に係る棚卸資産		
第2節 棚卸資産の評価の方法			第2節 棚卸資産の評価の方法		
第1款 原価法			第1款 原価法		
第2款 低価法			第2款 低価法		
第3款 評価の方法の選定及び変更			第3款 評価の方法の選定及び変更		
第3節 原価差額の調整			第3節 原価差額の調整		
第4節 棚卸しの手続			第4節 棚卸しの手続		

改	正	後	改	正	前
第6章 削除			第6章 削除		
第7章 減価償却資産の償却等			第7章 減価償却資産の償却等		
第1節 減価償却資産の範囲			第1節 減価償却資産の範囲		
第1款 減価償却資産			第1款 減価償却資産		
第2款 少額の減価償却資産等			第2款 少額の減価償却資産等		
第2節 減価償却の方法			第2節 減価償却の方法		
第3節 固定資産の取得価額等			第3節 固定資産の取得価額等		
第1款 固定資産の取得価額			第1款 固定資産の取得価額		
第2款 耐用年数の短縮			第2款 耐用年数の短縮		
第4節 償却限度額等			第4節 償却限度額等		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額			第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額		
第3款 増加償却			第3款 増加償却		
第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産			第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産		
第5節 償却費の損金経理			第5節 償却費の損金経理		
第6節 特殊な資産についての償却計算			第6節 特殊な資産についての償却計算		
第1款 鉱業用減価償却資産の償却			第1款 鉱業用減価償却資産の償却		
第2款 取替資産についての償却			第2款 取替資産についての償却		
第3款 特別な償却率を適用する資産の償却			第3款 特別な償却率を適用する資産の償却		
第4款 生物の償却			第4款 生物の償却		
第6節の2 リース資産の償却等			第6節の2 リース資産の償却等		
第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義			第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義		

改	正	後	改	正	前
第2款 賃借人の処理			第2款 賃借人の処理		
第3款 賃貸人の処理			第3款 賃貸人の処理		
第4款 その他			第4款 その他		
第7節 除却損失等			第7節 除却損失等		
第1款 除却損失等の損金算入			第1款 除却損失等の損金算入		
第2款 総合償却資産の除却価額等			第2款 総合償却資産の除却価額等		
第3款 個別償却資産の除却価額等			第3款 個別償却資産の除却価額等		
第8節 資本的支出と修繕費			第8節 資本的支出と修繕費		
第9節 劣化資産			第9節 劣化資産		
第8章 繰延資産の償却			第8章 繰延資産の償却		
第1節 繰延資産の意義及び範囲等			第1節 繰延資産の意義及び範囲等		
第2節 繰延資産の償却期間			第2節 繰延資産の償却期間		
第3節 償却費の計算			第3節 償却費の計算		
第9章 その他の損金			第9章 その他の損金		
第1節 資産の評価損			第1節 資産の評価損		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 棚卸資産の評価損			第2款 棚卸資産の評価損		
第3款 有価証券の評価損			第3款 有価証券の評価損		
第4款 固定資産の評価損			第4款 固定資産の評価損		
第2節 役員給与等			第2節 役員給与等		
第1款 役員等の範囲			第1款 役員等の範囲		
第2款 経済的な利益の供与			第2款 経済的な利益の供与		

改	正	後	改	正	前
第3款 定期同額給与			第3款 定期同額給与		
第4款 事前確定届出給与			第4款 事前確定届出給与		
第5款 損金の額に算入される業績連動給与			第5款 損金の額に算入される業績連動給与		
第6款 過大な役員給与の額			第6款 過大な役員給与の額		
第7款 退職給与			第7款 退職給与		
第8款 使用人給与			第8款 使用人給与		
第9款 転籍、出向者に対する給与等			第9款 転籍、出向者に対する給与等		
第3節 保険料等			第3節 保険料等		
第4節 寄附金			第4節 寄附金		
第1款 寄附金の範囲等			第1款 寄附金の範囲等		
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金			第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金		
第3款 国等に対する寄附金			第3款 国等に対する寄附金		
第4款 被災者に対する義援金等			第4款 被災者に対する義援金等		
第5款 その他			第5款 その他		
第5節 租税公課等			第5節 租税公課等		
第1款 租税			第1款 租税		
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等			第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等		
第3款 第二次納税義務による納付税額			第3款 第二次納税義務による納付税額		
第4款 賦課金、納付金等			第4款 賦課金、納付金等		
第5款 簿外経費			第5款 簿外経費		
第6款 罰科金			第6款 罰科金		
第6節 貸倒損失			第6節 貸倒損失		
第1款 金銭債権の貸倒れ			第1款 金銭債権の貸倒れ		
第2款 収品債権特別勘定			第2款 収品債権特別勘定		

改	正	後	改	正	前
第6節の2 負担金			第6節の2 負担金		
第7節 その他の経費			第7節 その他の経費		
第1款 商品等の販売に要する景品等の費用			第1款 商品等の販売に要する景品等の費用		
第2款 海外渡航費			第2款 海外渡航費		
第3款 会費及び入会金等の費用			第3款 会費及び入会金等の費用		
第4款 その他			第4款 その他		
第10章 圧縮記帳			第10章 圧縮記帳		
第1節 圧縮記帳の通則			第1節 圧縮記帳の通則		
第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳			第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳		
第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳			第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳		
第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳			第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳		
第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳			第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳		
第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳			第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳		
第11章 引当金			第11章 引当金		
第1節 通則			第1節 通則		
第2節 貸倒引当金			第2節 貸倒引当金		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金			第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金		
第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金			第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金		
第12章 繰越欠損金			第12章 繰越欠損金		
第1節 欠損金の繰越し			第1節 欠損金の繰越し		

改	正	後	改	正	前
第2節 災害損失金			第2節 災害損失金		
第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金			第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金		
第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算			第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算		
第1節 通則			第1節 通則		
第2節 特定資産に係る譲渡等損失額			第2節 特定資産に係る譲渡等損失額		
第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益			第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益		
第12章の3 削 除			第12章の3 削 除		
第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益			第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益		
第1節 通則			第1節 通則		
第2節 謙渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整			第2節 謙渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整		
第3節 謙渡損益調整額の戻入れ			第3節 謙渡損益調整額の戻入れ		
第12章の5 リース取引及び賃貸借取引			第12章の5 リース取引及び賃貸借取引		
第1節 リース取引の意義等			第1節 リース取引の意義等		
第2節 金銭の貸借とされるリース取引			第2節 金銭の貸借とされるリース取引		
第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定			第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定		
第2款 謙渡人の処理			第2款 謙渡人の処理		
第3款 謙受人の処理			第3款 謙受人の処理		
第3節 賃貸借取引			第3節 賃貸借取引		
第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等			第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等		

改	正	後	改	正	前
第1節 通則			第1節 通則		
第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算			第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算		
第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算			第12章の7 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算		
第1節 損益通算及び欠損金の通算			第1節 損益通算及び欠損金の通算		
第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等			第2節 損益通算及び欠損金の通算のための承認等		
第1款 通算承認			第1款 通算承認		
第2款 通算制度の取りやめ等			第2款 通算制度の取りやめ等		
第3節 資産の時価評価損益等			第3節 資産の時価評価損益等		
第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益			第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益		
第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益			第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益		
第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益			第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益		
第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入			第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入		
第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算			第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算		
第13章の2 外貨建取引の換算等			第13章の2 外貨建取引の換算等		
第1節 外貨建取引に係る会計処理等			第1節 外貨建取引に係る会計処理等		
第2節 外貨建資産等の換算等			第2節 外貨建資産等の換算等		
第14章 特殊な損益の計算			第14章 特殊な損益の計算		
第1節 特殊な団体の損益			第1節 特殊な団体の損益		
第1款 組合事業による損益			第1款 組合事業による損益		
第2款 従業員団体の損益			第2款 従業員団体の損益		

改	正	後	改	正	前
第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金			第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金		
第1款 事業分量配当等			第1款 事業分量配当等		
第2款 特別の賦課金			第2款 特別の賦課金		
第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益			第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益		
第1款 更生会社等の損益等			第1款 更生会社等の損益等		
第2款 債権者等の損益			第2款 債権者等の損益		
第4節 受益者等課税信託による損益			第4節 受益者等課税信託による損益		
第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税			第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税		
第1節 収益事業の範囲			第1節 収益事業の範囲		
第1款 共通事項			第1款 共通事項		
第2款 物品販売業			第2款 物品販売業		
第3款 不動産販売業			第3款 不動産販売業		
第4款 金銭貸付業			第4款 金銭貸付業		
第5款 物品貸付業			第5款 物品貸付業		
第6款 不動産貸付業			第6款 不動産貸付業		
第7款 製造業			第7款 製造業		
第8款 通信業			第8款 通信業		
第9款 運送業			第9款 運送業		
第10款 倉庫業			第10款 倉庫業		
第11款 請負業			第11款 請負業		
第12款 印刷業			第12款 印刷業		
第13款 出版業			第13款 出版業		
第14款 写真業			第14款 写真業		

改	正	後	改	正	前
第15款 席貸業			第15款 席貸業		
第16款 旅館業			第16款 旅館業		
第17款 飲食店業			第17款 飲食店業		
第18款 周旋業			第18款 周旋業		
第19款 代理業			第19款 代理業		
第20款 仲立業			第20款 仲立業		
第21款 問屋業			第21款 問屋業		
第22款 鉱業及び土石採取業			第22款 鉱業及び土石採取業		
第23款 浴場業			第23款 浴場業		
第24款 理容業			第24款 理容業		
第25款 美容業			第25款 美容業		
第26款 興行業			第26款 興行業		
第27款 遊技所業			第27款 遊技所業		
第28款 遊覧所業			第28款 遊覧所業		
第29款 医療保健業			第29款 医療保健業		
第30款 技芸教授業			第30款 技芸教授業		
第31款 駐車場業			第31款 駐車場業		
第32款 信用保証業			第32款 信用保証業		
第33款 労働者派遣業			第33款 労働者派遣業		
第34款 その他			第34款 その他		
第2節 収益事業に係る所得の計算等			第2節 収益事業に係る所得の計算等		
第16章 税額の計算			第16章 税額の計算		
第1節 特定同族会社の特別税率			第1節 特定同族会社の特別税率		

改	正	後	改	正	前
第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲			第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲		
第2款 留保金額の計算			第2款 留保金額の計算		
第2節 所得税額の控除			第2節 所得税額の控除		
第3節 外国税額の控除			第3節 外国税額の控除		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 外国法人税の控除			第2款 外国法人税の控除		
第3款 その他			第3款 その他		
第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除			第3節の2 分配時調整外国税相当額の控除		
第4節 所得金額の端数計算			第4節 所得金額の端数計算		
第5節 中小企業者等の軽減税率			第5節 中小企業者等の軽減税率		
第17章 申告、納付及び還付			第17章 申告、納付及び還付		
第1節 申告及び納付			第1節 申告及び納付		
第2節 還付			第2節 還付		
第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等			第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税		
第1節 定義			第1節 定義		
第1款 企業グループ等			第1款 企業グループ等		
第2款 特定多国籍企業グループ等			第2款 特定多国籍企業グループ等		
第3款 恒久的施設等			第3款 恒久的施設等		
第4款 所在地国			第4款 所在地国		
第5款 除外会社等			第5款 除外会社等		
第6款 共同支配会社等			第6款 共同支配会社等		
第7款 各種投資会社等			第7款 各種投資会社等		

改	正	後	改	正	前
第8款 個別計算所得等の金額			第8款 個別計算所得等の金額		
第9款 対象租税			第9款 対象租税		
第10款 調整後対象租税額			第10款 調整後対象租税額		
第2節 国際最低課税額			第2節 国際最低課税額		
第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額			第1款 国別グループ純所得の金額から控除する金額		
第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算			第2款 構成会社等に係る国別実効税率の計算		
第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額			第3款 構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額		
第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額			第4款 無国籍会社等に係る再計算国際最低課税額		
第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算			第5款 共同支配会社等に係る国別実効税率の計算		
第6款 適用免除基準			第6款 適用免除基準		
第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例			第7款 国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例		
第8款 <u>その他</u>			第3節 <u>その他</u>		
第3節 国際最低課税残余額					
第1款 国際最低課税残余額に係る配分割合					
第2款 国際的な事業活動の初期段階における適用免除					
第3款 <u>その他</u>					
第4節 国内最低課税額					
第1款 構成会社等に係る国内調整後対象租税額					
第2款 構成会社等に係る繰越控除帰属額					
第3款 構成会社等に係る国内実効税率の計算					
第4款 構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額					
第5款 共同支配会社等に係る繰越控除帰属額					
第6款 共同支配会社等に係る国内実効税率の計算					
第7款 国内グループ純所得の金額から控除する金額の特例					

改	正	後	改	正	前
<u>第8款 その他</u>					
第19章 退職年金等積立金額の計算			第19章 退職年金等積立金額の計算		
第20章 外国法人の納税義務			第20章 外国法人の納税義務		
第1節 恒久的施設			第1節 恒久的施設		
第1款 外国法人の国内にある支店等			第1款 外国法人の国内にある支店等		
第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等			第2款 外国法人の国内にある長期建設工事現場等		
第3款 外国法人が国内に置く代理人等			第3款 外国法人が国内に置く代理人等		
第2節 国内源泉所得			第2節 国内源泉所得		
第1款 恒久的施設帰属所得			第1款 恒久的施設帰属所得		
第2款 国内にある資産の所得			第2款 国内にある資産の所得		
第3款 人的役務提供事業の所得			第3款 人的役務提供事業の所得		
第4款 不動産等の貸付けによる所得			第4款 不動産等の貸付けによる所得		
第5款 その他			第5款 その他		
第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得			第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得		
第4節 課税標準			第4節 課税標準		
第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算			第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 益金の額の計算			第2款 益金の額の計算		
第3款 損金の額の計算			第3款 損金の額の計算		
第4款 保険会社の投資資産及び投資収益			第4款 保険会社の投資資産及び投資収益		
第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算			第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算		
入			入		

改	正	後	改	正	前
第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入			第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入		
第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益			第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益		
第8款 その他			第8款 その他		
第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算			第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算		
第7節 税額の計算			第7節 税額の計算		
第1款 所得税額の控除			第1款 所得税額の控除		
第2款 外国税額の控除			第2款 外国税額の控除		
第3款 分配時調整外国税相当額の控除			第3款 分配時調整外国税相当額の控除		
第8節 申告及び還付			第8節 申告及び還付		
第1款 申告			第1款 申告		
第2款 還付			第2款 還付		
<u>第9節 國際最低課税残余额</u>					
<u>第10節 国内最低課税額</u>					
附 則			附 則		
別 表			別 表		

二 寄附金

改	正	後	改	正	前
(他の者に対して支払う国際最低課税額の負担額として計算される金額)			(他の者に対して支払う国際最低課税額の負担額として計算される金額)		
9-4-9 特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下9-4-9において同じ。）に属する			9-4-9 特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下9-4-9において同じ。）に属する		

改	正	後	改	正	前
法人が、契約等に基づき、他の者に対し当該特定多国籍企業グループ等に係る国際最低課税額（法第 82 条の 3 第 1 項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額をいう。）の負担額として合理的に計算される金額を支払う場合には、その支払う金額は、法第 37 条第 7 項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に該当しないものとする。			法人が、契約等に基づき、他の者に対し当該特定多国籍企業グループ等に係る国際最低課税額（法第 82 条の 2 第 1 項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額をいう。）の負担額として合理的に計算される金額を支払う場合には、その支払う金額は、法第 37 条第 7 項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に該当しないものとする。		

三 収益事業に係る所得の計算等

改	正	後	改	正	前	
(公益法人等の確定申告書の添付書類) 15-2-14 公益法人等又は人格のない社団等が法第 74 条第 3 項（確定申告）の規定により確定申告書に添付する貸借対照表、損益計算書等の書類、法第 82 条の 6 第 3 項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定により国際最低課税額確定申告書に添付する連結等財務諸表（法第 82 条第 1 号（定義）に規定する連結等財務諸表をいう。以下 15-2-14 において同じ。）等の書類、法第 82 条の 14 第 3 項（国際最低課税残余額に係る確定申告）の規定により国際最低課税残余額確定申告書に添付する連結等財務諸表等の書類及び法第 82 条の 22 第 3 項（国内最低課税額に係る確定申告）の規定により国内最低課税額確定申告書に添付する計算書類等の書類には、当該公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業に係るこれらの書類が含まれることに留意する。			(公益法人等の確定申告書の添付書類) 15-2-14 公益法人等又は人格のない社団等が法第 74 条第 3 項（確定申告）の規定により確定申告書に添付する貸借対照表、損益計算書等の書類及び法第 82 条の 6 第 3 項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定により国際最低課税額確定申告書に添付する連結等財務諸表（法第 82 条第 1 号（定義）に規定する連結等財務諸表をいう。）等の書類には、当該公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業に係るこれらの書類が含まれることに留意する。			

四 定義

改 正 後	改 正 前
<p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等</p> <p>(総収入金額の円換算)</p> <p>18-1-7の2 特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）の判定に当たり、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等（同条第10号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。）の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、当該連結等財務諸表に外国通貨で表示される同条第4号の「総収入金額として財務省令で定める金額」を当該判定に係る対象会計年度開始の日（規則第38条の3（本邦通貨表示の金額への換算）に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。</p> <p>(註) 本文の取扱いは、法第82条の3第7項各号（国際最低課税額）及び法第82条の19第8項各号（国内最低課税額）、令第155条の6第3項第2号及び第3号（特定多国籍企業グループ等の範囲）、令第155条の18第2項第8号（個別計算所得等の金額の計算）、令第155条の35第4項各号（調整後対象租税額の計算）、令第155条の40第1項第2号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）、令第155条の44第1項第2号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）、令第155条の59第8項第2号（国際最低課税残余額）、令第155条の61第2項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）並びに令第155条の64第1項第2号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）並びに規則第38条の10第7項第1号（除外会社等の範囲）及び規則第38条の44第4項第2号（収入金額等に関する適用免除基準）に係る判定を行う場合についても、同様とする。</p>	<p>第18章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税</p> <p>(総収入金額の円換算)</p> <p>18-1-7の2 特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）の判定に当たり、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等（同条第10号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。）の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、当該連結等財務諸表に外国通貨で表示される同条第4号の「総収入金額として財務省令で定める金額」を当該判定に係る対象会計年度開始の日（規則第38条の3（本邦通貨表示の金額への換算）に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。</p> <p>(註) 本文の取扱いは、法第82条の2第7項各号（国際最低課税額）、令第155条の6第3項第2号及び第3号（特定多国籍企業グループ等の範囲）、令第155条の18第2項第8号（個別計算所得等の金額の計算）、令第155条の35第4項各号（調整後対象租税額の計算）、令第155条の40第1項第2号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）並びに令第155条の44第1項第2号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）並びに規則第38条の10第7項第1号（除外会社等の範囲）及び規則第38条の44第5項第2号（収入金額等に関する適用免除基準）に係る判定を行う場合についても、同様とする。</p>

改	正	後	改	正	前
<p>用免除基準)に係る判定を行う場合についても、同様とする。</p> <p>(特定取戻繰延税金負債の算出の基礎となる金額)</p> <p>18-1-70 の 6 規則第 38 条の 28 第 13 項(調整後対象租税額の計算)の「過去対象会計年度に計上された繰延税金負債に係る令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号に掲げる金額」については、次のこと留意する。</p> <p>(1) 過去対象会計年度(法第 82 条第 32 号(定義))に規定する過去対象会計年度をいう。以下この章において同じ。)において調整後法人税等調整額に加算した被配分繰延対象租税額(規則第 38 条の 28 第 4 項に規定する被配分繰延対象租税額をいう。)がある場合には、当該被配分繰延対象租税額が含まれる。</p> <p>(2) 18-1-67(1)から(8)まで(独立企業間価格又は独立企業間価格相当額により取引が行われたとみなされた場合等の調整後法人税等調整額の計算)に掲げる場合には、それぞれ同通達の(1)から(8)までに定めるときの貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されることとなる資産及び負債を基礎として計算した調整後法人税等調整額を基礎として計算した金額とする。</p>			<p>(特定取戻繰延税金負債の算出の基礎となる金額)</p> <p>18-1-70 の 6 規則第 38 条の 28 第 13 項(調整後対象租税額の計算)の「過去対象会計年度に計上された繰延税金負債に係る令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号に掲げる金額」については、次のこと留意する。</p> <p>(1) 過去対象会計年度(法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号ロ(国際最低課税額))に規定する過去対象会計年度をいう。)において調整後法人税等調整額に加算した被配分繰延対象租税額(規則第 38 条の 28 第 4 項に規定する被配分繰延対象租税額をいう。)がある場合には、当該被配分繰延対象租税額が含まれる。</p> <p>(2) 18-1-67(1)から(8)まで(独立企業間価格又は独立企業間価格相当額により取引が行われたとみなされた場合等の調整後法人税等調整額の計算)に掲げる場合には、それぞれ同通達の(1)から(8)までに定めるときの貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されることとなる資産及び負債を基礎として計算した調整後法人税等調整額を基礎として計算した金額とする。</p>		

五 国際最低課税額

改	正	後	改	正	前
<p>(恒久的施設等を有する構成会社等における国別グループ純所得の金額から控除する金額)</p> <p>18-2-3 法第 82 条の 3 第 2 項第 1 号イ(2)(i)及び(ii)(国際最低課税額)に掲げる金額の計算に当たっては、恒久的施設等を有する構成会社等が令第 155 条</p>			<p>(恒久的施設等を有する構成会社等における国別グループ純所得の金額から控除する金額)</p> <p>18-2-3 法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(2)(i)及び(ii)(国際最低課税額)に掲げる金額の計算に当たっては、恒久的施設等を有する構成会社等が令第 155 条</p>		

改	正	後	改	正	前
の 30 第1項及び第2項(恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用を受けた場合であっても、これを考慮しないことに留意する。			の 30 第1項及び第2項(恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用を受けた場合であっても、これを考慮しないことに留意する。		
(構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属さないこととなった場合の繰越国別調整後対象租税額の計算)			(構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属さうこととなった場合の繰越国別調整後対象租税額の計算)		
18-2-4 法第 82 条の 3 第 2 項第 1 号イ(3) (国際最低課税額) に規定する政令で定める金額(以下 18-2-4 において「繰越国別調整後対象租税額」という。)は、特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等(所在地国が同一である構成会社等に限る。)の過去対象会計年度に係る同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において法第 82 条第 30 号(定義)に規定する調整後対象租税額が零を下回る構成会社等が当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国別調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。			18-2-4 法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(3) (国際最低課税額) に規定する政令で定める金額(以下 18-2-4 において「繰越国別調整後対象租税額」という。)は、特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等(所在地国が同一である構成会社等に限る。)の過去対象会計年度(同号ロに規定する過去対象会計年度をいう。以下 18-2-8 までにおいて同じ。)に係る同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において法第 82 条第 30 号(定義)に規定する調整後対象租税額が零を下回る構成会社等が当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国別調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。		
(移行対象会計年度前繰延税金負債がある場合の先入先出法による繰延税金負債残高)			(移行対象会計年度前繰延税金負債がある場合の先入先出法による繰延税金負債残高)		
18-2-5 の 4 各対象会計年度において取戻繰延税金負債(規則第 38 条の 32 第 2 項(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)に規定する取戻繰延税金負債をいう。以下 18-2-5 の 5 までにおいて同じ。)を先入先出法(同項第 2 号に掲げる先入先出法をいう。以下 18-2-5 の 5 において同じ。)により算出する場合において、同号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に			18-2-5 の 4 各対象会計年度において取戻繰延税金負債(規則第 38 条の 32 第 2 項(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)に規定する取戻繰延税金負債をいう。以下 18-2-5 の 5 までにおいて同じ。)を先入先出法(同項第 2 号に掲げる先入先出法をいう。以下 18-2-5 の 5 において同じ。)により算出する場合において、同号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に		

改 正 後	改 正 前
<p>移行対象会計年度前繰延税金負債（規則第38条の28第15項（調整後対象租税額の計算）に規定する移行対象会計年度前繰延税金負債をいう。以下18-2-5の5までにおいて同じ。）が含まれるときにおける当該取戻繰延税金負債（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る部分の金額に限る。）の算出に当たっては、規則第38条の32第6項において準用する規則第38条の28第15項第2号の規定に基づき、各対象会計年度の繰延税金負債減少額（規則第38条の32第2項第1号イ(1)に規定する繰延税金負債減少額をいう。以下18-2-5の4において同じ。）を移行対象会計年度前繰延税金負債の取崩額とみなして繰延税金負債残高（同号イ(1)に規定する繰延税金負債残高をいう。以下18-2-5の4において同じ。）を算出し、各対象会計年度において移行対象会計年度前繰延税金負債の取崩額とみなした金額の合計額が移行対象会計年度（<u>令第155条の3第2項第9号</u>（定義）に規定する移行対象会計年度をいう。以下18-2-5の5において同じ。）における移行対象会計年度前繰延税金負債に達したときは、その達した対象会計年度における繰延税金負債減少額から当該対象会計年度において移行対象会計年度前繰延税金負債の取崩額とみなした金額を控除した残額を当該対象会計年度の繰延税金負債減少額として繰延税金負債残高を算出することに留意する。</p> <p>（共同支配会社等が共同支配会社等グループに属さないこととなった場合の繰越国別調整後対象租税額の計算）</p> <p>18-2-8 法第82条の3第4項第1号イ(3)（国際最低課税額）に規定する政令で定める金額（以下18-2-8において「繰越国別調整後対象租税額」という。）は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（所在地国が同一である共同支配会社等に限</p>	<p>移行対象会計年度前繰延税金負債（規則第38条の28第15項（調整後対象租税額の計算）に規定する移行対象会計年度前繰延税金負債をいう。以下18-2-5の5までにおいて同じ。）が含まれるときにおける当該取戻繰延税金負債（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る部分の金額に限る。）の算出に当たっては、規則第38条の32第6項において準用する規則第38条の28第15項第2号の規定に基づき、各対象会計年度の繰延税金負債減少額（規則第38条の32第2項第1号イ(1)に規定する繰延税金負債減少額をいう。以下18-2-5の4において同じ。）を移行対象会計年度前繰延税金負債の取崩額とみなして繰延税金負債残高（同号イ(1)に規定する繰延税金負債残高をいう。以下18-2-5の4において同じ。）を算出し、各対象会計年度において移行対象会計年度前繰延税金負債の取崩額とみなした金額の合計額が移行対象会計年度（<u>令第155条の3第2項第11号</u>（定義）に規定する移行対象会計年度をいう。以下18-2-5の5において同じ。）における移行対象会計年度前繰延税金負債に達したときは、その達した対象会計年度における繰延税金負債減少額から当該対象会計年度において移行対象会計年度前繰延税金負債の取崩額とみなした金額を控除した残額を当該対象会計年度の繰延税金負債減少額として繰延税金負債残高を算出することに留意する。</p> <p>（共同支配会社等が共同支配会社等グループに属さうこととなった場合の繰越国別調整後対象租税額の計算）</p> <p>18-2-8 法第82条の2第4項第1号イ(3)（国際最低課税額）に規定する政令で定める金額（以下18-2-8において「繰越国別調整後対象租税額」という。）は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（所在地国が同一である共同支配会社等に限</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。以下 18-2-8において「共同支配会社等グループ」という。) ごとの過去対象会計年度に係る同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において法第 82 条第 30号(定義)に規定する調整後対象租税額が零を下回る共同支配会社等が当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国別調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。</p> <p>(特定構成会社等がある場合の適用免除基準)</p> <p>18-2-9 法第 82 条の 3 第 7 項(国際最低課税額)の規定の適用に当たり、令第 155 条の 55 第 1 項各号(収入金額等に関する適用免除基準)の収入金額並びに同条第 2 項第 1 号の個別計算所得金額及び同項第 2 号の個別計算損失金額については、法第 82 条の 3 第 3 項に規定する特定構成会社等(同項第 3 号に掲げる各種投資会社等を除く。)と同項に規定する特定構成会社等以外の構成会社等とに区分せずに計算することに留意する。</p>	<p>る。以下 18-2-8において「共同支配会社等グループ」という。) ごとの過去対象会計年度に係る同号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において法第 82 条第 30号(定義)に規定する調整後対象租税額が零を下回る共同支配会社等が当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国別調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。</p> <p>(特定構成会社等がある場合の適用免除基準)</p> <p>18-2-9 法第 82 条の 2 第 7 項(国際最低課税額)の規定の適用に当たり、令第 155 条の 55 第 1 項各号(収入金額等に関する適用免除基準)の収入金額並びに同条第 2 項第 1 号の個別計算所得金額及び同項第 2 号の個別計算損失金額については、法第 82 条の 2 第 3 項に規定する特定構成会社等(同項第 3 号に掲げる各種投資会社等を除く。)と同項に規定する特定構成会社等以外の構成会社等とに区分せずに計算することに留意する。</p>
<p>(無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用)</p> <p>18-2-10 無国籍構成会社等については、法第 82 条の 3 第 7 項及び第 8 項(国際最低課税額)の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>(無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用)</p> <p>18-2-10 無国籍構成会社等については、法第 82 条の 2 第 7 項及び第 8 項(国際最低課税額)の規定の適用はないことに留意する。</p>
<p>(国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例)</p> <p>18-2-11 法第 82 条の 3 第 11 項(国際最低課税額)の規定の適用に当たり、同条第 2 項第 1 号イ(2)に掲げる金額の記録のないグループ国際最低課税額等報告事項等(法第 150 条の 3 第 1 項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項</p>	<p>(国別グループ純所得の金額から控除する金額の特例)</p> <p>18-2-11 法第 82 条の 2 第 11 項(国際最低課税額)の規定の適用に当たり、同条第 2 項第 1 号イ(2)に掲げる金額の記録のない特定多国籍企業グループ等報告事項等(法第 150 条の 3 第 1 項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提</p>

改	正	後	改	正	前
		<p>等の提供)に規定する<u>グループ国際最低課税額等報告事項等</u>をいう。以下18-2-11において同じ。)は、法第82条の3第11項の「この項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの」に該当することに留意する。</p> <p>(b) <u>グループ国際最低課税額等報告事項等</u>に相当する事項の提供がある場合(法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限る。)における<u>グループ国際最低課税額等報告事項等</u>に相当する事項についても、同様とする。</p>			<p>供)に規定する<u>特定多国籍企業グループ等報告事項等</u>をいう。以下18-2-11において同じ。)は、法第82条の2第11項の「この項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの」に該当することに留意する。</p> <p>(b) <u>特定多国籍企業グループ等報告事項等</u>に相当する事項の提供がある場合(法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限る。)における<u>特定多国籍企業グループ等報告事項等</u>に相当する事項についても、同様とする。</p>
		<u>第8款 その他</u>		(新 設)	
		<u>(課税標準国際最低課税額の円換算)</u>		(新 設)	
		<p><u>18-2-12 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、法第82条の4第2項(課税標準)の各対象会計年度の課税標準国際最低課税額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国際最低課税額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u></p> <p>(1) <u>当該各対象会計年度における期中平均相場(当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場(以下18-2-12において「電信買相場」という。)の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値(以下18-2-12において「電信売買相場の仲値」という。)の平均値をいう。)により円換算を行う方法</u></p> <p>(2) <u>当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p> <p>(3) <u>当該各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p>			

改	正	後	改	正	前

六 國際最低課税残余額

改	正	後	改	正	前

第3節 國際最低課税残余額

(廢 止)

第1款 國際最低課税残余額に係る配分割合

第3節 その他

(課税標準國際最低課税額の円換算)

18-3-1 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、法第82条の4第2項(課税標準)の各対象会計年度の課税標準國際最低課税額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の國際最低課税額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。

(1) 当該各対象会計年度における期中平均相場(当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場(以下18-3-1において「電信買相場」という。)の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値(以下18-3-1において「電信売買相場の仲値」という。)の平均値をいう。)により円換算を行う方法

(2) 当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法

(3) 当該各対象会計年度の國際最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法

(新 設)

改	正	後	改	正	前
<u>(構成会社等の従業員その他これに類する者の範囲)</u>			(新 設)		
<u>18-3-1 法第82条の11第1項(国際最低課税残余額)の「構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。……)の従業員その他これに類する者には、例えば、次に掲げる者が含まれることに留意する。</u>					
<u>(1) 当該構成会社等の通常の業務(当該構成会社等又は当該構成会社等が属する特定多国籍企業グループ等の他の構成会社等の指揮命令を受けて行うものに限る。)に従事する外部職員(独立請負人)</u>					
<u>(2) 当該構成会社等の使用人としての職務を有する役員</u>					
<u>(注) 当該役員に係る使用人としての職務に係る部分につき、規則第38条の50第1項(国際最低課税残余額)の「構成会社等の各対象会計年度に係る従業員等(……)の数として勤務時間その他の事情を勘案して合理的な方法により計算した数」が、令第155条の59第1項第1号(国際最低課税残余額)に規定する従業員等の数に含まれることに留意する。</u>					
<u>(従業員等の数として勤務時間その他の事情を勘案して合理的な方法により計算した数の例示)</u>			(新 設)		
<u>18-3-2 規則第38条の50第1項(国際最低課税残余額)の「構成会社等の各対象会計年度に係る従業員等(……)の数として勤務時間その他の事情を勘案して合理的な方法により計算した数」とは、例えば、当該構成会社等の各対象会計年度終了の時又は各対象会計年度平均のフルタイムに相当する従業員等(法第82条の11第1項(国際最低課税残余額)に規定する従業員等をいう。)の総数をいうことに留意する。</u>					
<u>(有形資産の範囲)</u>			(新 設)		

改	正	後	改	正	前
<p><u>18－3－3 令第 155 条の 59 第 2 項第 1 号（国際最低課税残余額）に規定する有形資産には、例えば、規則第 38 条の 31 第 4 項第 1 号（構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）の「有形固定資産」が含まれ、また、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条第 5 号から第 10 号まで（流動資産の範囲）に掲げる資産及び同令第 33 条（投資その他の資産の区分表示）に規定する投資不動産であるかどうかは問わないと留意する。</u></p> <p><u>（各対象会計年度の国内グループ国際最低課税残余額に相当する金額がないものとされる場合の意義）</u></p> <p><u>18－3－4 令第 155 条の 59 第 3 項第 1 号（国際最低課税残余額）の「当該法令の規定により、同項の各対象会計年度の……国内グループ国際最低課税残余額に相当する金額がないものとされる場合」とは、法第 82 条の 11 第 2 項（国際最低課税残余額）の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国でないものに限る。）について、当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により、同項の各対象会計年度において、過去対象会計年度の国内グループ国際最低課税残余額（同項に規定する国内グループ国際最低課税残余額をいう。以下 18－3－4 において同じ。）に相当する金額の全額が課税されていないことにより国内グループ国際最低課税残余額に相当する金額がないものとされる場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>第 2 款 国際的な事業活動の初期段階における適用免除</u></p> <p><u>（国際的な事業活動の初期段階における適用免除における所在地国数の判定）</u></p>			<p>(新 設)</p>		

改	正	後	改	正	前
<u>18-3-5 令第 155 条の 59 第 8 項第 1 号 (国際最低課税残余額) の「特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等 (……) の所在地国の数が 6 以下であること」の判定に当たっては、無国籍構成会社等を考慮しないことに留意する。</u>					
<u>(国際的な事業活動の初期段階における適用免除における特定所在地国の取扱い)</u>			(新 設)		
<u>18-3-6 令第 155 条の 59 第 8 項第 2 号イ (国際最低課税残余額) の「法第 82 条の 11 第 3 項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当する対象会計年度のうち……財務省令で定める日以後最初に開始した対象会計年度」後の判定対象会計年度 (法第 82 条の 11 第 3 項 (国際最低課税残余額) に規定する判定対象会計年度をいう。) において、特定所在地国 (同号イに規定する特定所在地国をいう。以下 18-3-6において同じ。) に該当する国又は地域を所在地国とする法第 82 条の 11 第 3 項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等 (法第 82 条第 16 号 (定義) に規定する各種投資会社等を除く。) がない場合であっても、当該国又は地域が当該判定対象会計年度における特定所在地国に該当することに留意する。</u>					
<u>(注) 本文の場合に、当該判定対象会計年度における令第 155 条の 59 第 8 項第 1 号の「特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等 (……) の所在地国の数が 6 以下であること」の判定に当たっては、当該所在地国の数に当該特定所在地国を含めないことに留意する。</u>					
	<u>第 3 款 その他</u>		(新 設)		
	<u>(課税標準国際最低課税残余額の円換算)</u>		(新 設)		

改	正	後	改	正	前
<p><u>18-3-7 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が 外国通貨で表示される場合には、法第82条の12第2項(課税標準)の各対象 会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、外国通貨表示の金 額により計算された同項の各対象会計年度の国際最低課税残余額を円換算する こととなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u></p> <p>(1) <u>当該各対象会計年度における期中平均相場 (当該各対象会計年度における 対顧客直物電信買相場 (以下18-3-7において「電信買相場」という。) の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値 (以下18-3-7に において「電信売買相場の仲値」という。) の平均値をいう。) により円換算 を行う方法</u></p> <p>(2) <u>当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値によ り円換算を行う方法</u></p> <p>(3) <u>当該各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を納付する日における 電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p>					

七 国内最低課税額

改	正	後	改	正	前
		<u>第4節 国内最低課税額</u>			
		<u>第1款 構成会社等に係る国内調整後対象租税額</u>	(新 設)		
		<u>(国内調整後対象租税額に含まれる利益の配当に係る被配分当期対象租税額)</u>	(新 設)		
		<u>18-4-1 構成会社等 (その所在地国が我が国であるものに限る。以下18-4</u>	(新 設)		

改 正 後	改 正 前
<p><u>－ 5 までにおいて同じ。）の国内調整後対象租税額（法第 82 条の 19 第 2 項第 1 号イ 《国内最低課税額》に規定する国内調整後対象租税額をいう。以下 18－4－3 において同じ。）には、当該構成会社等が令第 155 条の 35 第 3 項第 6 号（調整後対象租税額の計算）に規定する親会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）に対して利益の配当を行った場合における同号に定める金額が含まれることに留意する。</u></p> <p>第 2 款 構成会社等に係る繰越控除帰属額</p> <p><u>（構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属さないこととなった場合の繰越対象帰属額に準ずる金額として合理的な方法により計算した金額）</u></p> <p><u>18－4－2 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る繰越控除帰属額（令第 155 条の 62 第 2 項第 2 号（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）に規定する繰越控除帰属額をいう。）の計算に当たり、当該対象会計年度の直前の対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた他の構成会社等（その所在地国が我が国であったものに限る。）で当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属さないもの（繰越対象帰属額相当額（当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属するとした場合に計算される同項第 3 号に規定する繰越対象帰属額に相当する金額をいう。以下 18－4－2 において同じ。）があるものに限る。以下 18－4－2 において「離脱会社等」という。）がある場合における規則第 38 条の 56（構成会社等に係る繰越対象帰属額の割合に準ずる割合）の「同号に規定する構成会社等の同号の対象会計年度に係る同項第 3 号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として合理的な方法により</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改	正	後	改	正	前
		<p><u>計算した金額</u>とは、例えば、次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額をいい、同条の「同項第2号ロに規定する全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る同項第3号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として当該合理的な方法により計算した金額の合計額」とは、例えば、次の(3)に掲げる金額に(4)に掲げる金額を加算した金額をいうことに留意する。</p> <p>(1) 同項第2号イに掲げる金額</p> <p>(2) 離脱会社等の繰越対象帰属額相当額の合計額を、当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の数で除して計算した金額</p> <p>(3) 同号ロに掲げる金額</p> <p>(4) 離脱会社等の繰越対象帰属額相当額の合計額</p>			
		<p><u>第3款 構成会社等に係る国内実効税率の計算</u></p> <p><u>(構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属さないこととなった場合の繰越国内グループ調整後対象租税額の計算)</u></p> <p><u>18-4-3 法第82条の19第2項第1号イ(3) (『国内最低課税額』)に規定する政令で定める金額 (以下18-4-3において「繰越国内グループ調整後対象租税額」という。)は、特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の過去対象会計年度に係る同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において国内調整後対象租税額が零を下回る構成会社等が当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国内グループ調整後対象租税額の計算を行うことに留意す</u></p>	(新 設)	(新 設)	

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>第4款 構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額</p> <p><u>(構成会社等における過去対象会計年度に係る対象租税の額が減少した場合の意義)</u></p> <p><u>18-4-4 令第155条の64第1項第1号 (構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額) の「当該過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額(… …)が当該過去対象会計年度後の対象会計年度において減少した場合」とは、租税に関する法令の規定の適用によって構成会社等の過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額が減少した場合をいい、単に対象租税に該当しない租税の額を当該構成会社等の対象租税の額に含めていたことによって当該対象租税の額が減少する場合は、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属さないこととなった場合の再計算繰越国内グループ調整後対象租税額)</u></p> <p><u>18-4-5 令第155条の64第2項第3号 (構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額) に規定する財務省令で定める金額 (以下18-4-5において「再計算繰越国内グループ調整後対象租税額」という。)は、特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の過去対象会計年度に係る同号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において同号イに規定する再計算国内調整後対象租税額が零を下回る構成会社等が当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属さないこととなったとしても、これを考慮しないところ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改	正	後	改	正	前
<p><u>により再計算繰越国内グループ調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。</u></p> <p><u>第 5 款 共同支配会社等に係る繰越控除帰属額</u></p> <p><u>(共同支配会社等が共同支配会社等グループに属さないこととなった場合の繰越対象帰属額に準ずる金額として合理的な方法により計算した金額)</u></p> <p><u>18-4-6 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等 (その所在地国が我が国であるものに限る。以下 18-4-7 までにおいて同じ。) に係る繰越控除帰属額 (令第 155 条の 71 第 2 項第 2 号 (当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合) に規定する繰越控除帰属額をいう。) の計算に当たり、当該対象会計年度の直前の対象会計年度において当該共同支配会社等に係る共同支配会社等グループ (特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等 (その所在地国が我が国であるものに限る。) をいう。以下 18-4-7 までにおいて同じ。) に属する他の共同支配会社等 (その所在地国が我が国であったものに限る。) であったもので当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属さないもの (繰越対象帰属額相当額 (当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属するとした場合に計算される同項第 3 号に規定する繰越対象帰属額に相当する金額をいう。以下 18-4-6 において同じ。) があるものに限る。以下 18-4-6 において「離脱会社等」という。) がある場合における規則第 38 条の 61 (共同支配会社等に係る繰越対象帰属額の割合に準ずる割合) の「同号に規定する共同支配会社等の同号の対象会計年度に係る同項第 3 号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として合理的な方</u></p>			(新 設)		

改	正	後	改	正	前
		<p><u>法により計算した金額</u>とは、例えば、次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額をいい、同条の「当該共同支配会社等及び同項第2号口に規定する他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る同項第3号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として当該合理的な方法により計算した金額の合計額」とは、例えば、次の(3)に掲げる金額に(4)に掲げる金額を加算した金額をいうことに留意する。</p> <p>(1) 同項第2号イに掲げる金額</p> <p>(2) 離脱会社等の繰越対象帰属額相当額の合計額を、当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属する共同支配会社等の数で除して計算した金額</p> <p>(3) 同号口に掲げる金額</p> <p>(4) 離脱会社等の繰越対象帰属額相当額の合計額</p>			
		<p>第6款 共同支配会社等に係る国内実効税率の計算</p> <p><u>(共同支配会社等が共同支配会社等グループに属さないこととなった場合の繰越国内グループ調整後対象租税額の計算)</u></p> <p><u>18-4-7 法第82条の19第5項第1号イ(3) (国内最低課税額) に規定する政令で定める金額 (以下18-4-7において「繰越国内グループ調整後対象租税額」という。) は、共同支配会社等グループごとの過去対象会計年度に係る同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において同号イに規定する国内調整後対象租税額が零を下回る共同支配会社等が当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属さないこととなったとしても、これを考慮しないと</u></p>	(新 設)	(新 設)	

改	正	後	改	正	前
		<u>ころにより繰越国内グループ調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。</u>			
		<u>第7款 国内グループ純所得の金額から控除する金額の特例</u>	(新 設)		
		<u>(国内グループ純所得の金額から控除する金額の特例)</u>	(新 設)		
		<u>18-4-8 法第82条の19第12項(《国内最低課税額》)の規定の適用に当たり、同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額の記録のないグループ国内最低課税額報告事項等(法第150条の3第4項(《特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供》)に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。以下18-4-8において同じ。)は、法第82条の19第12項の「この項の規定の適用を受けるとする旨を含むもの」に該当することに留意する。</u>			
		<u>(1) グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(法第150条の3第6項の規定の適用がある場合に限る。)におけるグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項についても、同様とする。</u>			
		<u>第8款 その他</u>	(新 設)		
		<u>(課税標準国内最低課税額の円換算)</u>	(新 設)		
		<u>18-4-9 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、法第82条の20第2項(《課税標準》)の各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国内最低課税額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u>			
		<u>(1) 当該各対象会計年度における期中平均相場(当該各対象会計年度における</u>			

改	正	後	改	正	前
<p><u>対顧客直物電信買相場（以下 18-4-9において「電信買相場」という。）の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値（以下 18-4-9において「電信売買相場の仲値」という。）の平均値をいう。）により円換算を行う方法</u></p> <p><u>(2) 当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p> <p><u>(3) 当該各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p>					

八 國際最低課税残余額

改	正	後	改	正	前
<p><u>第9節 國際最低課税残余額</u></p> <p><u>(課税標準國際最低課税残余額の円換算)</u></p> <p><u>20-9-1 特定多国籍企業グループ等（法第 82 条第 4 号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この章において同じ。）に係る最終親会社等（同条第 10 号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。）の連結等財務諸表（同条第 1 号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この章において同じ。）が外国通貨で表示される場合には、法第 145 条の 3 第 2 項《課税標準》の各対象会計年度の外国法人に係る課税標準國際最低課税残余額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の國際最低課税残余額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u></p>			(新 設)		

改	正	後	改	正	前
<p>(1) <u>当該各対象会計年度における期中平均相場（当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場（以下 20-9-1において「電信買相場」という。）の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値（以下 20-9-1において「電信売買相場の仲値」という。）の平均値をいう。）により円換算を行う方法</u></p> <p>(2) <u>当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p> <p>(3) <u>当該各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p>					

九 国内最低課税額

改	正	後	改	正	前
<p><u>第 10 節 国内最低課税額</u></p> <p><u>（課税標準国内最低課税額の円換算）</u></p> <p><u>20-10-1 特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が外国通貨で表示される場合には、法第 145 条の 7 第 2 項（課税標準）の各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額は、外国通貨表示の金額により計算された同項の各対象会計年度の国内最低課税額を円換算することとなるが、この場合の円換算は、例えば、次の方法による。</u></p> <p>(1) <u>当該各対象会計年度における期中平均相場（当該各対象会計年度における対顧客直物電信買相場（以下 20-10-1において「電信買相場」という。）の平均値又は対顧客直物電信売相場と電信買相場の仲値（以下 20-10-1に</u></p>			(新 設)		

改	正	後	改	正	前
<p><u>において「電信売買相場の仲値」という。) の平均値をいう。) により円換算を行う方法</u></p> <p><u>(2) 当該各対象会計年度末日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p> <p><u>(3) 当該各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納付する日における電信買相場又は電信売買相場の仲値により円換算を行う方法</u></p>					

十 経過的取扱い

改	正	後	改	正	前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の3第1項(『国際最低課税額』)に規定する国際最低課税額(以下経過的取扱い(1)において「国際最低課税額」という。)に対する法人税、同日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の11第1項(『国際最低課税残余額』)に規定する国際最低課税残余額に対する法人税及び同日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の19第1項(『国内最低課税額』)に規定する国内最低課税額に対する法人税について適用し、同日前に開始した対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。</u></p>			(新 設)		
<p><u>(経過的取扱い(2)…収入金額及び税引前当期利益の額の円換算)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号。以下「改正法」という。)附則第18条第1項第1号イ及びロ(『国内最低課税額の計算に関する経過措置』)の「財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金</u></p>			(新 設)		

改	正	後	改	正	前
<p><u>額」に満たないかどうかの判定に当たり、同号イに規定する収入金額及び同号ロに規定する税引前当期利益の額（以下経過的取扱い(2)において「収入金額等」という。）が外国通貨で表示される場合には、当該収入金額等を当該判定に係る対象会計年度開始の日（法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年財務省令第19号）附則第8条第1項（国内最低課税額の計算に関する経過措置）において準用する法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第47号）附則第3条第3項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 本文の取扱いは、法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第121号）附則第17条第2項（国内最低課税額の計算に関する経過措置）に係る判定を行う場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(3)…国内最低課税額の計算に関する経過措置における国内グループ純所得の金額から控除する金額の取扱い）</u></p> <p><u>改正法附則第18条第1項第3号（国内最低課税額の計算に関する経過措置）の「同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額」は、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第14条第5項及び第6項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の規定を適用して計算した金額となることに留意する。</u></p>					(新 設)